

第2部 子ども・若者育成支援施策の実施状況

第1章 子ども・若者育成支援施策の総合的・計画的な推進

第1節 青少年育成施策大綱の策定（平成20年）

○ニートやフリーターの数の高水準での推移や、様々な情報の氾濫やその伝達手段の多様化といった状況に対応するため、平成20（2008）年12月に「青少年育成施策大綱」が策定された（平成20年12月12日青少年育成推進本部決定）。

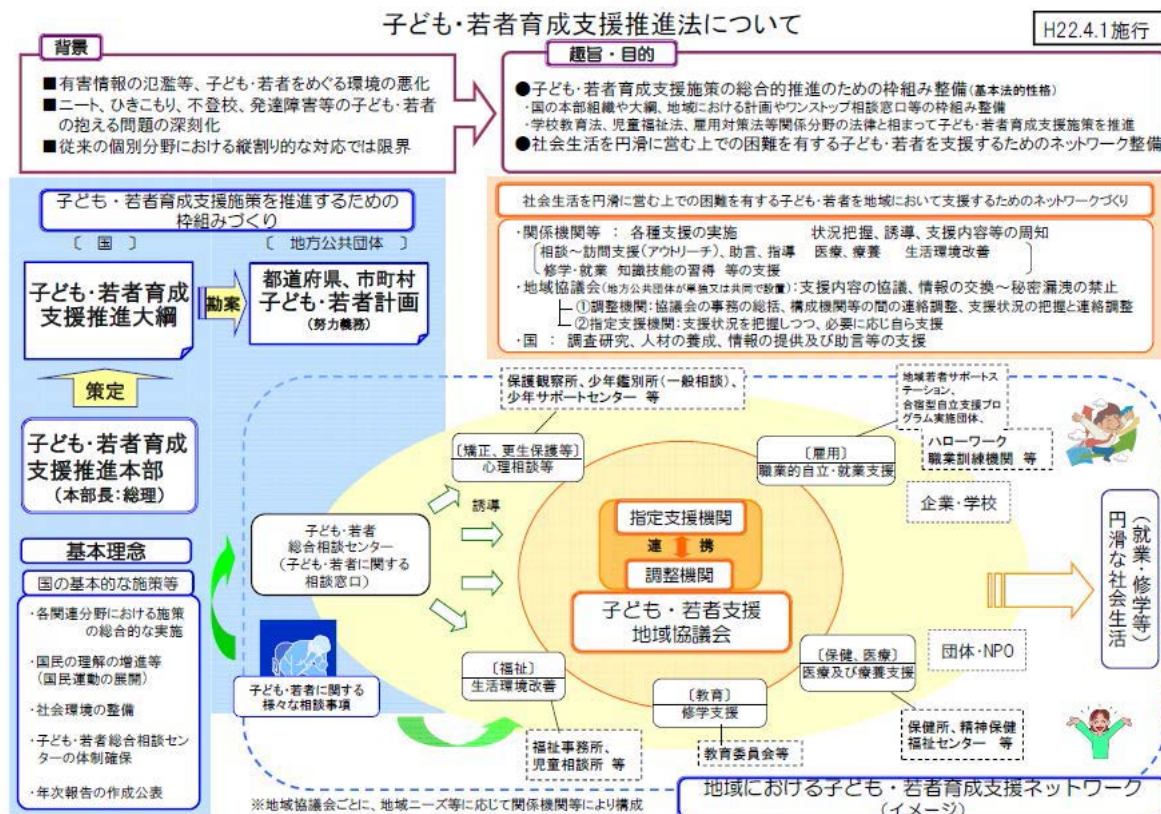
第2節 「子ども・若者育成支援推進法」の制定とそれに基づく取組

（「子ども・若者育成支援推進法」の成立・施行）

○平成21（2009）年の第171国会に政府提出法案として青少年総合対策推進法案が提出された。衆議院における修正を経て、平成21年7月、

- ・国の本部組織、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「大綱」という。）、地域における計画、ワンストップ相談窓口といった枠組みの整備
 - ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者を支援するための地域ネットワーク整備
- を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」（以下この節において「法」という。）が、全会一致で可決、成立し、平成22（2010）年4月1日に施行された。（図表1）

図表1 「子ども・若者育成支援推進法」の概要



（出典）内閣府ホームページ（<http://www.8.cao.go.jp/youth/contents.html>）

（子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱の策定）

○内閣府に、法第26条に基づく特別の機関として、内閣総理大臣を長とし全閣僚から成る子ども・若者育成支援推進本部が設置された。

○子ども・若者育成支援推進本部は、平成22（2010）年7月23日、法に基づく大綱（「子ども・若者ビジョン」）を決定した。

（大綱に基づく施策の点検・評価）

○大綱の実施を推進するとともに、それに基づく施策の実施状況について点検・評価を行うため、平成23（2011）年7月、有識者からなる子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催が決定された。

第2章 すべての子ども・若者の健やかな成長の支援

第1節 自己形成支援

1 日常生活能力の習得

（1）基本的な生活習慣の形成

（学校教育における取組）

○平成20（2008）年と21（2009）年に改訂された学習指導要領¹（以下「新学習指導要領」という。）では、特に小学校低学年において、あいさつなどの基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことに関する指導を重視するなど、道徳教育の充実を図っている。

○文部科学省は、

- ・平成25（2013）年8月、「心のノート」を全ての小学生・中学生に配布した。
- ・「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告を踏まえ、「心のノート」の内容を全面改訂した教材「私たちの道徳」を作成し、平成26（2014）年度使用分を配布した。
- ・学校・地域の実情などに応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や道徳教材活用への支援などを行う。

（社会全体で取り組む子どもの生活習慣づくり）

○文部科学省は、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している²。平成25（2013）年度には、「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」を開催し、生活圏の拡大や行動の多様化等により生活習慣が乱れやすい中高生を中心とした、課題や問題点、学校や地域における効果的な取組などをとりまとめた。平成26（2014）年度には、保護者などへの効果的な啓発手法などの支援方策を検討する。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会の事務局として、子どもの生活リズムの向上に努めている。

（食育活動の推進）

○第2次食育推進基本計画（平成23年3月食育推進会議決定）では、「小学校5年生のうちほとんど朝食を食べないと回答した者」の割合を、平成27（2015）年度までに0%とすることを目指している。

1 文部科学省は、平成20年3月に小・中学校の、平成21年3月に高校の学習指導要領の改訂を行った。

2 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/asagohan/index.htm